

全建事発第 004 号
令和 7 年 4 月 1 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公 印 省 略〕

資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いの方針について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月に「第三次・担い手 3 法」が成立したところ、建設業を取り巻く環境や経済財政運営と改革の基本方針 2024 において資本性劣後ローンの利用促進が記載されていることを踏まえ、資本性借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて、令和 7 年 7 月以降の申請を対象に別添事務連絡のとおり取り扱われる旨、国土交通省より連絡がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

別添 国土交通省事務連絡

【担当】 事業部 三浦

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp